

国民年金保険料の追納制度（後払い）について

国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、免除・納付猶予や学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に、あとから納めること（追納）ができます。ただし、老齢基礎年金を受け取っている方は、追納できません。

追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになり、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納する場合は、お近くの年金事務所、または国保年金課でお申し込みください。



◆追納する保険料の額

令和7年3月31日までに追納する場合の保険料額は、下の表のとおりです。

※保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。ただし、令和4年度と令和5年度の月分には加算額はありません。

【月額】

◆追納できる期間

追納が承認された月の前10年以内の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間に限られています。

例) 令和 6年4月分…令和16年4月末まで
平成26年8月分…令和 6年8月末まで

	全額免除 (納付猶予・学生納付特例)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成26年度の月分	15,460円	11,600円	7,730円	3,860円
平成27年度の月分	15,790円	11,840円	7,890円	3,950円
平成28年度の月分	16,460円	12,340円	8,230円	4,110円
平成29年度の月分	16,670円	12,510円	8,330円	4,170円
平成30年度の月分	16,500円	12,370円	8,250円	4,120円
令和 元年度の月分	16,560円	12,420円	8,270円	4,140円
令和 2年度の月分	16,670円	12,500円	8,340円	4,160円
令和 3年度の月分	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和 4年度の月分	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円
令和 5年度の月分	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円

年金相談会のお知らせ

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・お手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

◆日 時 9月19日（木）

10:00～11:30、13:00～15:00

◆場 所 市役所1階会議室101・102

◆申し込み 田辺年金事務所 お客様相談室

☎0739-24-0432 ※電話予約が必要です。
(相談日の1か月前から予約を受付しています。)

